

(2)海域

<p>調査結果</p>	<p>◎水の汚れ ○水質の状況 ・生活環境項目 調査対象海域は、水質に係る環境基準の類型指定がなされていないが、A類型を当てはめた場合、汚濁指標のCODは環境基準を満足している。 ・健康項目 健康項目は全項目、全地点で基準に適合している。 ○底質の状況 ・含有量等試験 粒度組成は、轟川河口付近を除いて粗砂、細砂で構成される砂質底である。轟川河口では、シルト分・粘土分が多く粒径の細かい組成であり、含水比、強熱減量、COD、硫化物は高い値を示しており、轟川から流出した細かい粒子が溜まっていることがうかがえる。 ・溶出試験 底質の溶出試験結果は、全ての項目について「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定め総理府令」（昭和48年2月17日総令第5号）を下回っている。 ○潮流の状況 リーフ内では、轟川河口以北の地点では、上げ潮時、下げ潮時ともに北から西向きの流れがみられ、事業実施区域前面の海域では、下げ潮時にスミジグチに向かう流れがみられる。</p>								
	<p>計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置</p>	<p>予測結果</p>	<p>評価結果</p>	<p>環境保全措置</p>	<p>事後調査及び環境監視</p>				
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>環境保全配慮 ・供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。 環境保全措置 ・水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は15mg/L以下の濃度で排出する。</p>	<p>処理水（浄化槽）の海域への流入に伴いCODが変化する海域は轟川河口域であり、現況のCOD濃度の<0.5~1.7mg/Lに対し、夏季には0.01mg/LのCOD濃度の上昇がみられ、冬季には0.01~0.02mg/LのCOD濃度の上昇がみられると予測される。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び環境保全措置を予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の海域への寄与は0.01~0.02mg/Lであり、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。 ◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 予測項目に係る環境保全の基準又は目標は、以下に示すとおりとした。</p> <table border="1" data-bbox="974 755 1361 847"> <tr> <td>項目</td> <td>環境保全の基準又は目標</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>A類型の水域は2mg/L以下 (環境基準)</td> </tr> </table> <p>予測結果では、処理水（浄化槽）の海域への流入に伴いCOD濃度が変化する海域は轟川河口域に限られ、変化の程度は0.01~0.02mg/Lである。処理水（浄化槽）の寄与濃度が現況のCODの<0.5~1.7mg/Lに負荷されたとしても、最大で<0.52~1.72mg/Lの範囲であり、環境保全の基準又は目標を上回ることなく、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	項目	環境保全の基準又は目標	COD	A類型の水域は2mg/L以下 (環境基準)	<p>水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は沖縄県上乗せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い15mg/L以下の濃度で排出することを予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の海域への寄与は0.01~0.02mg/Lと小さく、環境保全措置として有効であると判断した。</p>	<p>環境保全措置として有効であると判断されることから事後調査の必要はないと判断した。</p>
項目	環境保全の基準又は目標								
COD	A類型の水域は2mg/L以下 (環境基準)								